

# 新潟市「地元飲食店 & 地域交流応援事業」募集要項

## 登録飲食店を募集します！

【登録期間】 令和2年12月8日（火）～令和3年2月26日（金）

### 1 事業概要

コロナ禍において、地域の交流機会が減少している地域コミュニティ協議会や自治会などの各種地域団体（以下「利用団体」という。）が、新型コロナウイルスの感染状況を判断しながら地域交流を再開することを支援するため、活動時の弁当代や、懇親会費用を助成することで、経営に疲弊している地域交流を支えてきた地元飲食店への支援につなげるための事業です。

### 2 事業実施期間

令和2年12月11日（金）～ 令和3年2月28日（日）

（※12月11日（金）以降に提供する弁当代、懇親会費用から適用）

### 3 事業の流れ 及び 助成方法

- ① 参加希望の飲食店は所在区の窓口へ登録申し込み → 市HPで登録飲食店を公表
- ② 利用団体は、登録飲食店に、弁当代や懇親会の注文・予約  
※この時点で、利用団体が助成を受けられるかは未定です。
- ③ 利用団体は、市に「利用申込書」を提出
- ④ 市は、利用団体に「クーポン（予約確認書）」を発行
- ⑤ 登録飲食店は、利用団体が利用時に提出する「クーポン」を受け取り、クーポンに記載の「助成額」を差し引いた金額（※予約時と個数・人数が変更した場合は、助成額が変わります。）を、利用団体に請求、受領する。  
※クーポン利用について、市からの事前連絡はありません。
- ⑥ 登録飲食店は、補助金（「助成額」）を、随時、市（所在区の担当課）へ請求する。  
※「新潟市地元飲食店 & 地域交流応援事業補助金交付申請書兼実績報告書」に、「クーポン（原本）」「利用日・参加人数・単価等内訳のわかる売上明細書等」を添付
- ⑦ 市は、登録飲食店に補助金（「助成額」）を支払う。  
※実績報告書が市に到着してから、概ね10日以内にお振込みします。  
（ただし、年末年始を除く。）

## 4 助成額

### ① 利用団体が活動に際し提供する**弁当・折り詰め**（以下「弁当」という）**代の一部**

【利用条件】**単価税抜き 3,000 円以上/個**の弁当を **10 個以上購入**した場合（※酒類除く）

（税込み価格：消費税 8%の場合 3,240 円以上、10%の場合 3,300 円以上）

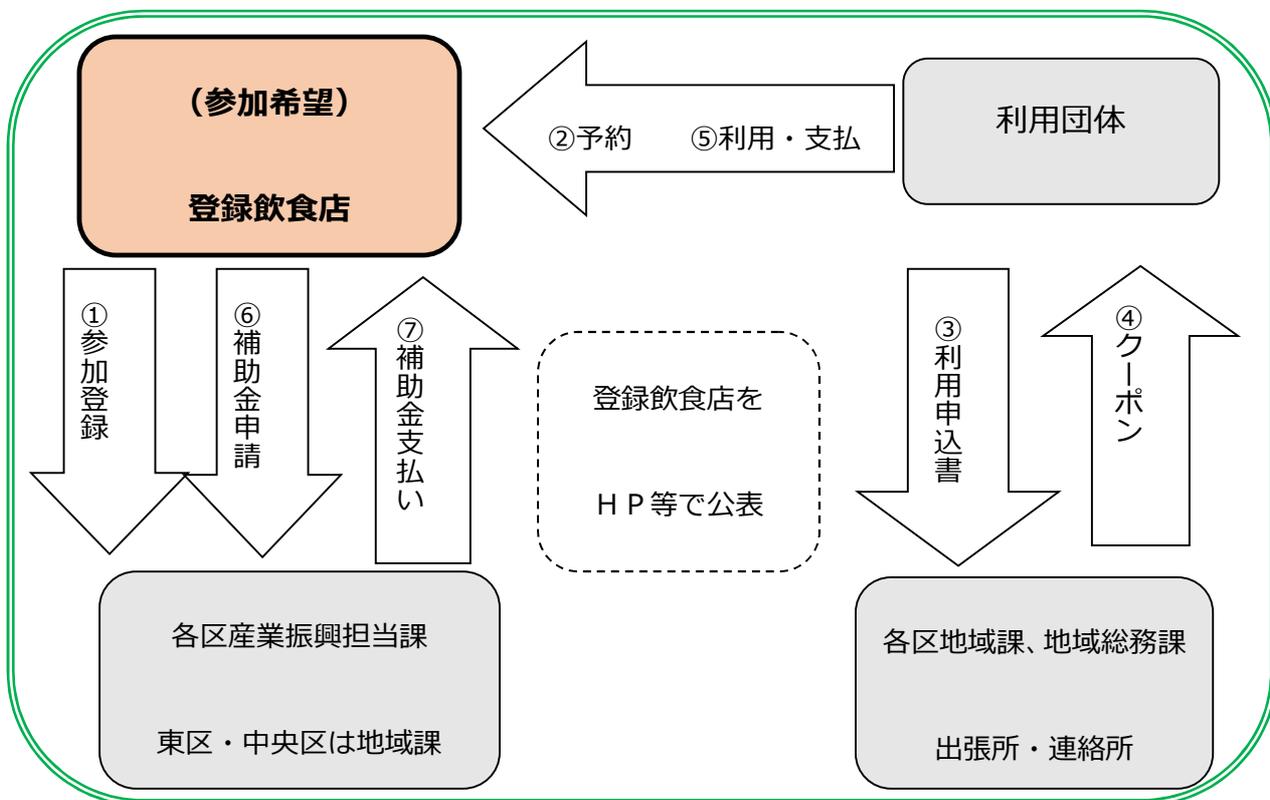
【助成額】 **1 個当たり、税抜き価格の 1/2 以内（上限 2,000 円）**

### ② 利用団体が開催する**懇親会費用の一部**

【利用条件】**単価税抜き 6,000 円以上/人**のプランを **10 人以上で利用**した場合

（税込み価格：消費税 10%の場合 6,600 円以上）

【助成額】 **1 人あたり定額 3,000 円**



## 5 登録飲食店の条件

- ① 「新潟市地元飲食店&地域交流応援支援事業」の事業内容（弁当の提供・懇親会の実施・補助金の申請等）を実施できること。
- ② 新潟市内に対象施設（飲食店）があること。
- ③ 店舗の営業にあたり必要な許可（食品営業許可等）を取得していること。
- ④ 10 人以上の利用で密にならない個室（20 畳以上）があること。（※懇親会）
- ⑤ 「外食業の事業継続のためのガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感

染予防対策に取り組んでいること。

※感染予防対策を確認するため、事務局による立ち入り検査を行う場合があります。

- ⑥ 「換気」「音量」「三密」に配慮したクラスターの発生を防ぐため、以下の内容を含む感染症予防に取り組んでいること。(※懇親会)
- ・ 店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意
  - ・ 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）
  - ・ カラオケ設備を有していても、利用者に当該設備を使用させない
- ⑦ 利用者に対して、以下の事項を徹底すること。(※懇親会)
- ・ 発熱や咳などが認められる場合や、利用日以前2週間以内に県外（感染の拡大がみられる地域）へ行った方の参加を控えさせること
  - ・ 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力させること
  - ・ 咳エチケットを守り、会話の声は控えめにし、大声に繋がりやすい大量の飲酒を避けてもらうこと
- ⑧ 代表者及び役員等並びに使用人が、暴力団、暴力団員、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの、自己その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用しているもの、暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与しているもの、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関与を有するもののいずれにも該当しないこと。また、その確認のため、新潟県警察本部に対して照会が行われる場合があることに同意すること。

## 6 その他

- ① **新潟県による新型コロナウイルス感染症に関する警報の発令など、感染状況に応じて本事業の利用制限を行う場合があります。**
- ※利用制限期間は「クーポン」の利用はできません。
- ※利用制限により利用団体からキャンセルされた場合、キャンセル料を利用団体に請求することはできませんが、「クーポン」に記載の額を上限として、利用制限開始日を含めて3日間のキャンセル料等の一部を市から助成します。
- （弁当を除く）
- ② **予算の上限に達した場合、その時点で終了します。**
- ③ 本件に伴い生じた事故や損害については自らの責任で対応してください。

- ④ GoToEat、GoTo トラベル地域共通クーポン、地域のお店応援商品券との併用は可能です。

## 7 登録のお申し込み・補助金の申請・お問い合わせ先

### ① 登録のお申し込み

- ・「新潟市地元飲食店&地域交流応援事業登録店申込書」に記載し、**店舗が所在する区**の産業担当課の窓口へ提出してください。

### ② 補助金の申請

- ・「新潟市地元飲食店&地域交流応援事業補助金交付申請書兼実績報告書」に記載し、必要書類を添付して、**店舗が所在する区**の産業担当課へ提出してください。

(※郵送可) **提出締切：令和3年3月15日(月) 必着**

### ③ お問い合わせ先

- ・ **店舗が所在する区**の産業担当課へ

提出先・お問い合わせ先	郵便番号	住所	電話番号
北区役所産業振興課	950-3393	北区葛塚 3197	025-387-1356
東区役所地域課	950-8709	東区下木戸 1-4-1	025-250-2170
中央区役所地域課	951-8553	中央区西堀通 6 番町 866 NEXT21 5 階	025-223-7054
江南区役所産業振興課	950-0195	江南区泉町 3-4-5	025-382-4809
秋葉区役所産業振興課	956-8601	秋葉区程島 2009	0250-25-5689
南区役所産業振興課	950-1292	南区白根 1235	025-372-6507
西区役所農政商工課	950-2097	西区寺尾東 3-14-41	025-264-7603
西蒲区役所産業観光課	953-8666	西蒲区巻甲 2690-1	0256-72-8417